

平成31年草加市議会2月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第 1号議案 平成30年度草加市一般会計補正予算（第5号）
- 第 2号議案 平成30年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 3号議案 平成30年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 4号議案 平成30年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5号議案 平成30年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6号議案 平成30年度草加市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 7号議案 平成31年度草加市一般会計予算
- 第 8号議案 平成31年度草加市公共下水道事業特別会計予算
- 第 9号議案 平成31年度草加市交通災害共済事業特別会計予算
- 第10号議案 平成31年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計予算
- 第11号議案 平成31年度草加市駐車場事業特別会計予算
- 第12号議案 平成31年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計予算
- 第13号議案 平成31年度草加市国民健康保険特別会計予算
- 第14号議案 平成31年度草加市介護保険特別会計予算
- 第15号議案 平成31年度草加市後期高齢者医療特別会計予算
- 第16号議案 平成31年度草加市水道事業会計予算
- 第17号議案 平成31年度草加市立病院事業会計予算
- 第18号議案 草加市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19号議案 草加市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20号議案 草加市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21号議案 草加市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22号議案 草加市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23号議案 草加市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24号議案 草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25号議案 草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 26 号議案 草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 号議案 市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 29 号議案 草加市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 30 号議案 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 31 号議案 草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 32 号議案 草加市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例の制定について
- 第 33 号議案 草加市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 34 号議案 草加市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 35 号議案 草加市役所本庁舎及び北別館解体工事請負契約の締結について
- 第 36 号議案 しんぜん保育園耐震補強等工事請負契約の締結について
- 第 37 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

【報告】

- 第 1 号報告 専決処分の報告について
- 第 2 号報告 専決処分の報告について
- 第 3 号報告 専決処分の報告について
- 第 4 号報告 専決処分の報告について
- 第 5 号報告 平成 31 事業年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について
- 第 6 号報告 平成 31 年度公益財団法人草加市体育協会事業計画書の提出について
- 第 7 号報告 平成 31 年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について

【請願】

- 請願第 1 号 最低賃金制度の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める請願書

議案

第1号議案 平成30年度草加市一般会計補正予算（第5号）

補正前の歳入・歳出予算額	73,875,091千円
歳入・歳出補正予算額	△ 529,240千円
補正後の歳入・歳出予算額	73,345,851千円

補正予算の主な内容

歳入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものです。 (千円)

款	補正額	主な内容	
13 国庫支出金	△ 132,472	①特別障害者手当等給付費負担金(障がい福祉課)	2,720
		②障害者介護給付費・訓練等給付費負担金	71,051
		③障害者自立支援医療費負担金	7,781
		④障害児入所給付費等負担金(障がい福祉課)	3,008
		⑤障害者地域生活支援事業費補助金	3,617
		⑥保育所等整備交付金	△ 51,974
		⑦経営体育成事業費補助金	1,993
		⑧社会資本整備総合交付金(橋りょう整備事業)	△ 11,122
		⑨社会資本整備総合交付金(都市計画街路整備事業)	△ 218,502
		⑩社会資本整備総合交付金(新田駅東口土地区画整理事業)	24,674
		⑪ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金[小学校]	25,314
		⑫ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金[中学校]	8,968
14 県支出金	44,246	⑬災害救助費繰替支弁金	98
		⑭障害者介護給付費・訓練等給付費負担金	35,525
		⑮障害者自立支援医療費負担金	3,890
		⑯障害児入所給付費等負担金(障がい福祉課)	1,504
		⑰在宅重度心身障害者手当支給費補助金	1,403
		⑱障害者地域生活支援事業費補助金	1,809
		⑲経営体育成事業費補助金	17

款	補正額	主な内容
16 寄附金	1,203	⑳被災者支援基金寄附金 1,203
17 繰入金	△ 537,726	・財政調整基金繰入金 △ 537,726
19 雑入	126,309	㉑草加八潮消防組合負担金返還金(平成29年度分)(危機管理課) 126,309
20 市債	△ 30,800	㉒保育施設整備事業債 8,300
		㉓橋りょう整備事業債 △ 6,000
		㉔排水施設整備事業債 △ 22,400
		㉕新田駅東口土地区画整理事業債 △ 64,600
		㉖谷塚松原線街路整備事業債 △ 142,400
		㉗学校用地取得事業債 47,400
		㉘学校施設整備事業債[小学校] 126,800
		㉙学校施設整備事業債[中学校] 22,100
合計	△ 529,240	

歳出

(千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
1 議会費	△ 15,084	・人件費 [職員課]		△ 2,383
		・議会事務事業[議会事務局]		△ 12,701
2 総務費	△ 45,837	・人件費 [職員課]		△ 47,138
		・被災者支援基金積立金[危機管理課]	⑬⑳	1,301
3 民生費	129,594	・人件費 [職員課]		△ 60,887
		・介護保険特別会計繰出金[介護保険課]		1,350
		・自立地域生活支援事業[障がい福祉課]	⑤⑱	7,234
		・特別障害者手当等の支給[障がい福祉課]	①⑰	5,840
		・自立支援給付事業[障がい福祉課]	②③④ ⑭⑮⑯	163,680
		・民間保育推進事業[保育課]	⑥	△ 58,470
		・保育施設整備事業[保育課]	⑳	0
		・生活保護関係事業[生活支援課]		68,744
		・生活困窮者自立支援事業[生活支援課]		2,103
4 衛生費	△ 6,407	・人件費 [職員課]		1,594
		・廃棄物処理事業[廃棄物資源課]		△ 7,276
		・し尿処理事業[廃棄物資源課]		△ 725
5 労働費	△ 1,045	・人件費 [職員課]		△ 1,045
6 農林水産業費	△ 81	・人件費 [職員課]		△ 3,415
		・都市農業育成・共生支援事業[産業振興課]	⑦⑲	3,334
7 商工費	△ 12,489	・人件費 [職員課]		△ 12,489

(千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
8 土木費	△ 687,337	・人件費 [職員課]		16,741
		・道路舗装改良事業[道路課]		△ 34,500
		・草加駅東口駅前広場整備事業[道路課]		△ 4,000
		・橋りょう整備事業[道路課]	⑧⑳	△ 38,000
		・排水路整備事業[河川課]		△ 22,000
		・排水施設整備事業[河川課]		△ 25,000
		・谷塚駅西口地区市街地整備事業[都市計画課]		△ 13,800
		・新田駅東口土地区画整理事業[新田駅周辺土地区画整理事務所]	⑩㉕	△ 80,000
		・新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]		△ 58,678
		・新田西部土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]		△ 7,027
		・都市計画街路整備事業[道路課]	⑨㉖	△ 294,000
		・公園広場等整備事業[みどり公園課]		△ 40,000
		・公共下水道事業特別会計繰出金[河川課]		△ 18,073
・今様・草加宿道路整備事業[道路課]		△ 69,000		
10 教育費	109,446	・人件費 [職員課]		△ 10,874
		・学校施設維持管理事業(小学校)[総務企画課]	⑪㉗	120,320
		・学校維持管理運営事業(小学校)[総務企画課]	㉘	0
		・学校施設維持管理事業(中学校)[総務企画課]	⑫㉙	0
合計	△ 529,240			

・継続費の補正(1事業)

	事項(期間)	年割額及び総額	
変更(既設定分)	排水施設整備事業(横手堀ポンプ場) (平成30年度～平成31年度)	H30	195,320千円
		H31	199,400千円
		総額	394,720千円

・繰越明許費の設定(15事業)

分類	繰越事業	繰越額
通常事業	住民基本台帳事務(個人番号カード交付事業)	24,643千円
通常事業	民間保育推進事業	200,992千円
通常事業	都市農業育成・共生支援事業	2,320千円
通常事業	道路舗装改良事業(市道40659号線)	7,274千円
通常事業	道路舗装改良事業(連系施設整備工事負担金)	47,700千円
通常事業	道路舗装改良事業(用地取得及び補償)	2,700千円
通常事業	橋りょう整備事業(浦寺橋他4橋)	68,600千円
通常事業	排水路整備事業(F-515号水路2工区)	29,815千円
通常事業	排水路整備事業(松原団地建替事業負担金)	73,620千円
通常事業	排水施設整備事業(横手堀ポンプ場耐震補強)	62,748千円
通常事業	新田駅東口土地区画整理事業(新田駅東口地区基礎杭撤去等工事30-2)	48,000千円
通常事業	新田駅東口土地区画整理事業(物件補償)	139,811千円
通常事業	都市計画街路整備事業(用地取得及び補償)	154,000千円
通常事業	今様・草加宿道路整備事業(用地取得及び補償)	22,900千円
通常事業	学校施設維持管理事業(小学校) (ブロック塀等改修工事)	120,320千円

第2号議案 平成30年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

補正前の歳入・歳出予算額 7,434,701千円

歳入・歳出補正予算額 △ 54,073千円

補正後の歳入・歳出予算額 7,380,628千円

補正予算の主な内容

歳入				(千円)
款	補正額	主 な 内 容		
4 繰入金	△ 18,073	一般会計繰入金		△ 18,073
7 市債	△ 36,000	①公共下水道事業債		△ 36,000
合 計	△ 54,073			

歳出				(千円)
款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
1 総務費	△ 10,073	・ 人件費(下水道)		△ 10,073
2 事業費	△ 44,000	・ 公共下水道雨水整備事業	①	△ 44,000
合 計	△ 54,073			

・繰越明許費の設定(3事業)

分類	繰越事業	繰越額
通常事業	公共下水道雨水整備事業(街路築造工事・雨水管渠築造工事)	52,741千円
通常事業	公共下水道雨水整備事業(松原団地建替事業負担金)	40,620千円
通常事業	公共下水道雨水整備事業(南後谷排水機場負担金)	10,108千円

第3号議案 平成30年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

補正前の歳入・歳出予算額	180,138千円
歳入・歳出補正予算額	△ 7,027千円
補正後の歳入・歳出予算額	173,111千円

補正予算の主な内容

歳入

(千円)

款	補正額	主 な 内 容	
3 繰入金	△ 7,027	一般会計繰入金	△ 7,027
合 計	△ 7,027		

歳出

(千円)

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
1 総務費	△ 7,027	人件費(新田西部)		△ 7,027
合 計	△ 7,027			

第4号議案 平成30年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

補正前の歳入・歳出予算額	37,910千円
歳入・歳出補正予算額	10,035千円
補正後の歳入・歳出予算額	47,945千円

補正予算の主な内容

歳入

(千円)

款	補正額	主 な 内 容	
2 繰越金	9,753	繰越金	9,753
3 諸収入	282	雑入	282
合 計	10,035		

歳出

(千円)

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
1 事業費	10,035	・アコス駐車場事業費(積立金)		9,569
		・アコス駐車場事業費(公課費)		466
合 計	10,035			

第5号議案 平成30年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

補正前の歳入・歳出予算額	383,868千円
歳入・歳出補正予算額	△ 17,699千円
補正後の歳入・歳出予算額	366,169千円

補正予算の主な内容

歳 入 (千円)

款	補正額	主 な 内 容	
1 分担金及び負担金	40,979	①保留地処分金	40,979
5 繰入金	△ 58,678	②一般会計繰入金	△ 58,678
合 計	△ 17,699		

歳 出 (千円)

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
1 総務費	△ 17,699	人件費(新田駅西口)		△ 17,699
2 事業費	0	土地区画整理事業費(財源振替)	①	0
合 計	△ 17,699			

・繰越明許費の設定(2事業)

分類	繰越事業	繰越額
通常事業	公共施設整備等関連事業(街路築造工事・雨水管渠築造工事)	34,030千円
通常事業	公共施設整備等関連事業(物件補償)	5,401千円

第6号議案 平成30年度草加市介護保険特別会計補正予算（第2号）

補正前の歳入・歳出予算額 14,423,578千円

歳入・歳出補正予算額 61,676千円

補正後の歳入・歳出予算額 14,485,254千円

補正予算の主な内容

歳 入				(千円)
款	補正額	主 な 内 容		
3 国庫支出金	42,823	①地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援事業総合事業)(現年度分)		8,862
		②介護保険事業費補助金		4,189
		③保険者機能強化推進交付金		29,772
4 支払基金交付金	11,964	④地域支援事業支援交付金(現年度分)		11,964
5 県支出金	5,539	⑤地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援事業総合事業)(現年度分)		5,539
7 繰入金	1,350	⑥地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援事業総合事業)(現年度分)		5,539
		⑦その他一般会計繰入金(事務費等)		△ 4,189
合 計	61,676			

歳 出				(千円)
款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
1 総務費	0	・ 一般管理費(財源振替)	②	0
4 地域支援事業費	44,312	・ 介護予防・生活支援サービス事業	①④ ⑤	44,312
		・ 包括的支援事業費(財源振替)	③	0
5 基金積立金	17,364	・ 介護給付費準備基金積立金		17,364
合 計	61,676			

第7号議案～第15号議案

(単位 千円)

区 分		本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	増減率(%)
一 般 会 計		79,130,000	75,360,000	3,770,000	5.0
特 別 会 計	公 共 下 水 道 事 業	7,271,142	7,434,701	△ 163,559	△ 2.2
	交 通 災 害 共 済 事 業	9,938	25,145	△ 15,207	△ 60.5
	新田西部土地区画整理事業	162,709	182,532	△ 19,823	△ 10.9
	駐 車 場 事 業	39,999	37,910	2,089	5.5
	新田駅西口土地区画整理事業	902,341	383,868	518,473	135.1
	国 民 健 康 保 険	23,427,097	23,902,160	△ 475,063	△ 2.0
	介 護 保 険	15,227,689	14,064,486	1,163,203	8.3
	後 期 高 齢 者 医 療	2,790,401	2,623,602	166,799	6.4
	小 計	49,831,316	48,654,404	1,176,912	2.4
合 計		128,961,316	124,014,404	4,946,912	4.0

第16号議案 平成31年度草加市水道事業会計予算

1 収益の収支

[単位:千円]

区分	年度	平成31年度	平成30年度	比較増減	増減率(%)	備 考
営 業 収 支	営 業 収 益	4,384,075	4,343,801	40,274	0.9%	
	給水収益	3,993,351	3,965,760	27,591	0.7%	
	受託工事収益	8,060	9,659	△ 1,599	△ 16.6%	
	その他の営業収益	382,664	368,382	14,282	3.9%	
	営 業 費 用	4,320,257	4,268,099	52,158	1.2%	
	原水及び浄水費	1,917,911	1,903,871	14,040	0.7%	
	配水及び給水費	500,069	477,583	22,486	4.7%	
	受託工事費	35,329	37,929	△ 2,600	△ 6.9%	
	業務費	305,822	301,907	3,915	1.3%	
	総係費	247,792	272,128	△ 24,336	△ 8.9%	
	減価償却費	1,079,514	1,057,076	22,438	2.1%	
	資産減耗費	233,770	217,555	16,215	7.5%	
	その他営業費用	50	50	0	0.0%	
営 業 利 益	63,818	75,702	△ 11,884	△ 15.7%		
営業収支比率	101.5%	101.8%	△ 0.3	-		
営 業 外 ・ 特 別 損 益	営業外収益	253,379	249,679	3,700	1.5%	
	営業外費用	77,607	73,298	4,309	5.9%	
	経常利益	239,590	252,083	△ 12,493	△ 5.0%	
	経常収支比率	105.4%	105.8%	△ 0.4	-	
	特別利益	3	3	0	0.0%	
特別損失	2,013	1,791	222	12.4%		
予備費	2,000	2,000	0	0.0%		
事業収益		4,637,457	4,593,483	43,974	1.0%	
事業費用		4,401,877	4,345,188	56,689	1.3%	
当年度純利益		235,580	248,295	△ 12,715	△ 5.1%	

※主な項目のみ記載しています

2 資本的収支

[単位:千円]

区分	年度	平成31年度	平成30年度	比較増減	増減率(%)	備 考
資本的収入	資本的収入	570,180	345,609	224,571	65.0%	
	工事負担金	556,429	331,858	224,571	67.7%	
	補助金	13,750	13,750	0	—	
	資産売却代金	1	1	0	0.0%	
資本的支出	資本的支出	3,051,821	3,118,378	△ 66,557	△ 2.1%	
	建設改良費	2,858,118	2,930,359	△ 72,241	△ 2.5%	
	企業債償還金	193,703	188,019	5,684	3.0%	
収 支 不 足 額		△ 2,481,641	△ 2,772,769	291,128	△ 10.5%	

3 業務状況

区分	年度	平成31年度	平成30年度	比較増減	備 考
給水戸数	給水戸数	123,500戸	124,000戸	△ 500戸	
	年間総給水量	26,300,000m ³	26,200,000m ³	100,000m ³	
	一日平均給水量	71,858m ³	71,781m ³	77m ³	

第17号議案 平成31年度草加市立病院事業会計予算

1 収益的収支

[単位:千円]

区分	年度	平成31年度	平成30年度	比較増減	増減率	備 考
医 業 収 支	医 業 収 益	12,023,380	12,281,862	△ 258,482	△ 2.1%	
	入院収益	7,454,419	7,840,327	△ 385,908	△ 4.9%	H31:80.0%、H30:85.0%
	外来収益	3,797,986	3,661,463	136,523	3.7%	
	医 業 費 用	13,256,529	13,513,496	△ 256,967	△ 1.9%	
	給 与 費	6,286,836	6,445,589	△ 158,753	△ 2.5%	
	材 料 費	3,182,952	3,245,380	△ 62,428	△ 1.9%	
	経 費	2,625,310	2,635,147	△ 9,837	△ 0.4%	
	減価償却費	1,106,867	1,133,675	△ 26,808	△ 2.4%	
	資産減耗費	13,000	13,000	0	0.0%	
	医 業 利 益	△ 1,233,149	△ 1,231,634	△ 1,515	0.1%	
医 業 収 支 比 率	90.7%	90.9%	△ 0.2%	△ 0.2%		
医 業 外 ・ 特 損 益	医 業 外 収 益	1,236,134	1,304,634	△ 68,500	△ 5.3%	
	医 業 外 費 用	514,150	489,762	24,388	5.0%	
	経 常 利 益	△ 511,165	△ 416,762	△ 94,403	22.7%	
	経 常 収 支 比 率	96.3%	97.0%	△ 0.7%	△ 0.7%	
	特 別 利 益	2,100	2,100	0	0.0%	
	特 別 損 失	3,100	3,100	0	0.0%	
予 備 費	2,000	2,000	0	0.0%		
事 業 収 益		13,261,614	13,588,596	△ 326,982	△ 2.4%	
事 業 費 用		13,775,779	14,008,358	△ 232,579	△ 1.7%	
当 年 度 純 利 益		△ 514,165	△ 419,762	△ 94,403	22.5%	
総 収 支 比 率		96.3%	97.0%	△ 0.7%	△ 0.7%	

※ 主な項目のみ記載しています。

2 資本の収支

[単位:千円]

区分	年度	平成31年度	平成30年度	比較増減	増減率	備考
資本の収入		651,251	645,866	5,385	0.8%	
企業債		66,000	82,600	△ 16,600	△20.1%	
負担金		585,151	563,166	21,985	3.9%	
国・県補助金		0	0	0	-	
固定資産売却代金		100	100	0	0.0%	
資本の支出		1,122,188	1,097,104	25,084	2.3%	
病院改築工事費		88,000	0	88,000	-	
固定資産購入費		495,475	564,398	△ 68,923	△12.2%	
企業債償還金		532,713	526,706	6,007	1.1%	
修学資金貸付金(投資)		6,000	6,000	0	0.0%	
収支不足額		△ 470,937	△ 451,238	△ 19,699	4.4%	

3 繰入金

[単位:千円]

区分	年度	平成31年度	平成30年度	比較増減	増減率	備考
繰入金	収益の収入(3条分)	1,214,849	1,216,834	△ 1,985	△0.2%	いずれも全額基準内繰入金
	資本の収入(4条分)	585,151	563,166	21,985	3.9%	同上
繰入金合計		1,800,000	1,780,000	20,000	1.1%	

4 業務状況

区分	年度	平成31年度	平成30年度	比較増減	備考
入院	病床利用率	80.0%	85.0%	△5.0%	
	入院延患者数	111,260人	117,900人	△ 6,640人	H31年度:366日、H30年度:365日
	一日平均	304人	323人	△ 19人	
	診療単価	67,000円	66,490円	510円	
外来	外来延患者数	233,000人	239,300人	△ 6,300人	H31年度:265日、H30年度:266日
	一日平均	879人	900人	△ 21人	
	診療単価	16,300円	15,300円	1,000円	

第 18 号議案 草加市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 19 号議案 草加市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

第 20 号議案 草加市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第 21 号議案 草加市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

第 22 号議案 草加市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

第 23 号議案 草加市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的及び内容

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次に掲げる使用料、手数料等に係る消費税及び地方消費税の税率を 8% から 10% に改定するものです。

- (1) 行政財産の使用料
- (2) 都市公園における自動販売機の設置等に係る使用料
- (3) 道路占用料
- (4) 下水道使用料
- (5) 水道料金並びに給水装置の新設等に係る加入分担金及び工事費
- (6) 草加市立病院使用料及び手数料（病室差額料、診断書等）

2 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日から施行します。

第 24 号議案 草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、一般廃棄物の処理手数料の消費税率を改定するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、技術管理者の資格要件を拡大するものです。

2 内容

(1) 消費税率の改定

消費税及び地方消費税の税率を 8% から 10% に改定します。

(2) 技術管理者の資格要件の拡大

一般廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する職員を監督する技術管理者の資格要件について、学校教育法に基づく短期大学の卒業と同等と認められる学歴として同法に基づく専門職大学※の前期課程を修了した場合を含めるものとします。

※専門職大学

学校教育法の一部改正（平成31年4月1日施行）により高等専門職業教育の新たな枠組みとして大学制度の中に位置付けられ、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするもの。4年制で、前期（2年又は3年）及び後期（2年又は1年）に区分されます。

3 施行期日

(1) 消費税率の改定

平成31年10月1日から施行します。

(2) 技術管理者の資格要件の拡大

平成31年4月1日から施行します。

第25号議案 草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、放課後児童支援員※の資格要件を拡大するものです。

2 内容

放課後児童支援員の資格要件のうち、学校教育法の規定による大学を卒業した者について、同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含めるものとします。

※放課後児童支援員

放課後児童健全育成事業者が配置しなければならない学童保育の従事者で、厚生労働省令に従い市町村が条例で定める資格要件のいずれかを満たし、都道府県が実施する研修を修了したもの

3 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

第26号議案 草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しを行うものです。

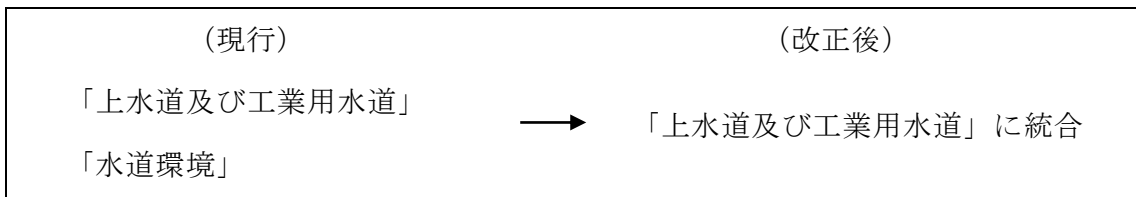
2 内容

(1) 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の拡大

水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う布設工事監督者及び水道の管理について技術上の業務を担当する水道技術管理者の資格要件について、学校教育法に基づく短期大学の卒業と同等と認められる学歴として同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含むものとします。

(2) 布設工事監督者の資格要件の選択科目の統合

布設工事監督者の資格要件のうち、技術士法の規定による第2次試験の上下水道部門に合格した者に係る選択科目を統合するものです。



3 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

この条例の施行前に行われた技術士法の規定による第2次試験に合格した者で、統合前の選択科目で水道環境を選択していた者は、上水道及び工業用水道を選択したものとみなすものとします。

第27号議案 市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

平成30年11月7日付け草加市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、市長、副市長、病院事業管理者及び教育長並びに議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給率の引上げを行うものです。

2 内容及び施行期日

期末手当の支給率を次のとおり改正します。

(1) 平成30年12月期期末手当（公布の日施行 平成30年12月1日適用）

12月期期末手当 100分の227.5 → 100分の232.5

(2) 平成31年以降（平成31年4月1日施行）

6月期期末手当 100分の212.5 → 100分の222.5

12月期期末手当 100分の232.5 → 100分の222.5

第28号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 目的

平成30年人事院勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率並びに特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給率を引き上げるとともに、宿日直手当の支給額の改定等を行うものです。

2 内容及び施行期日

(1) 給料表の改定（公布の日施行 平成30年4月1日適用）

行政職給料表 一般会計実質改定率（平均0.3%）

改定額（平均731円）

医療職給料表（1）は在籍職員がいないため表上改定率（平均0.1%）

改定額（平均573円）

医療職給料表（2） 一般会計実質改定率（平均0.2%）

改定額（平均650円）

医療職給料表（3）は在籍職員がいないため表上改定率（平均0.2%）

改定額（平均609円）

特定任期付職員給料表 一般会計実質改定率 (0.19%)
改定額 (1,000円)

(2) 期末・勤勉手当支給率の改正

ア 平成30年12月期期末・勤勉手当(公布の日施行 平成30年12月1日適用)

(ア) 再任用以外の職員

12月期勤勉手当 100分の90 → 100分の95

(イ) 再任用職員

12月期勤勉手当 100分の42.5 → 100分の47.5

(ウ) 特定任期付職員

12月期期末手当 100分の165.0 → 100分の170.0

イ 平成31年以降(平成31年4月1日施行)

(ア) 再任用以外の職員

6月期期末手当 100分122.5 → 100分130.0

12月期期末手当 100分の137.5 → 100分の130.0

6月期勤勉手当 100分の90 → 100分の92.5

12月期勤勉手当 100分の95 → 100分の92.5

(イ) 再任用職員

6月期期末手当 100分65.0 → 100分72.5

12月期期末手当 100分の80.0 → 100分の72.5

6月期勤勉手当 100分の42.5 → 100分の45.0

12月期勤勉手当 100分の47.5 → 100分の45.0

(ウ) 特定任期付職員

6月期期末手当 100分の165.5 → 100分の167.5

12月期期末手当 100分の170.0 → 100分の167.5

(3) 宿日直手当の改正(平成31年4月1日施行)

ア 1回の手当額 4,200円→4,400円

イ 宿日直のうち常直的なものの月額範囲 21,000円→22,000円

(4) 正規の勤務時間以外の時間における勤務に係る改正(平成31年4月1日施行)

超過勤務に関する制限等正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を定めることについて、規則に委任します。

第29号議案 草加市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に鑑み、災害援護資金※の貸付けに係る利率及び保証人の見直しを行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 災害援護資金の貸付利率及び保証人の見直し

次のとおり災害援護資金の貸付利率を保証人の有無に連動させて設定し、貸付けを受ける者の状況に応じた選択ができるよう見直します。

【現行】		【改正後】	
利率	保証人	利率	保証人
3.0%	必要	無利子	有
		1.5%	無

※災害援護資金

災害救助法による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により負傷又は住居若しくは家財の損害を受けた世帯主に対し、生活の立て直しに資するために貸し付ける資金

(2) その他

条文の所要の整備を行います。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

改正後の災害援護資金の貸付けに係る利率及び保証人の規定については、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例によるものとします。

第30号議案 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地方税法施行令の一部改正に鑑み、国民健康保険税の負担の公平化を図るため、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額の改定を行うものです。

2 内容

国民健康保険税の賦課限度額について、次のように見直しを行うものです。

【現行】		【改正後】	
賦課区分	賦課限度額	賦課区分	賦課限度額
医療給付費分	520,000円	医療給付費分	<u>580,000円</u>
後期高齢者支援金分	170,000円	後期高齢者支援金分	<u>190,000円</u>
介護納付金分(改正なし)	160,000円	介護納付金分(改正なし)	160,000円
合計	850,000円	合計	<u>930,000円</u>

【影響見込世帯数】 1,032世帯(全体の約2.7%)

【影響額(調定見込増加額)】 約6,700万円(平成30年度当初予算との比較で試算した場合)

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

改正後の国民健康保険税の賦課限度額については、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとします。

第31号議案 草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

1 目的

適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、草加柿木産業団地地区地区計画区域において地区整備計画を定めた区域を適用区域とし、建築物の用途等に関する制限を行うとともに、稲荷一丁目地区地区計画区域の地区整備計画の変更に伴う条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 適用区域

草加柿木産業団地地区地区計画区域のうち地区整備計画が定められた区域（A地区及びB地区）（次頁の図参照）

(2) 地区整備計画区域内における制限

当該地区整備計画区域内の建築物は、次の制限を受けます。

ア 用途の制限 次の建築物は建築できません。

1. 住宅
2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
3. 共同住宅、寄宿舍（当該地区内にて事業を営む企業の関係者の用に供する寄宿舍を除く。）、下宿
4. 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
5. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
6. 保育所（当該地区内にて事業を営む企業の関係者の用に供する保育所を除く。）
7. 図書館、博物館、その他これらに類するもの
8. 物品販売業を営む店舗又は飲食店（店舗に供する部分の床面積の合計が200㎡以内かつ当該地区内の工場で製造、加工する製品を主に販売する店舗等を除く。）
9. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
10. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
11. カラオケボックスその他これに類するもの
12. 畜舎
13. 自動車教習所
14. 一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物
15. 特定の事業（火薬類、危険物等の製造等）を営む工場、レディーミクストコンクリートの製造を営む工場
16. 自動車修理工場
17. 火薬類の貯蔵又は処理に供するもの

イ 敷地面積の最低限度 A地区は3,000平方メートル以上、B地区は10,000平方メートル以上であることとします。ただし、地区整備計画区域内で事業を営む企業の関係者が利用する保育所、寄宿舎及び店舗には適用しないものとします。

ウ 壁面の位置の制限 外壁面等から隣地の境界線までの後退距離は0.5メートル以上、道路及び水路の境界線までの後退距離は、地区整備計画図に示す壁面線ごとに次のとおりであることとします。

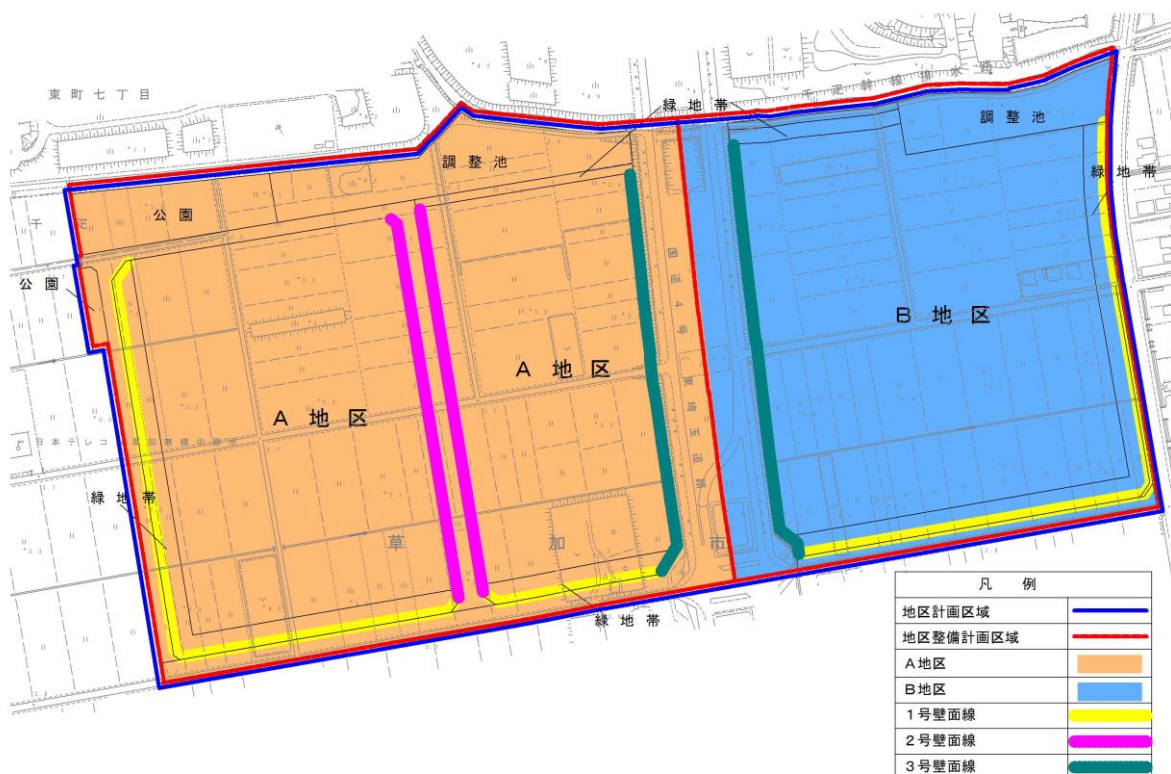
(ア) 1号壁面線の道路及び水路の境界線 15メートル以上

(イ) 2号壁面線 2.5メートル以上

(ウ) 3号壁面線 5メートル以上

エ 建築物の高さの最高限度 A地区は25メートル以下、B地区は31メートル以下であることとします。

草加柿木産業団地地区地区整備計画図



(3) 稲荷一丁目地区地区計画区域の地区整備計画の変更に伴う改正

地区整備計画区域内の建築物の用途の制限に係る簡易宿所営業を定義する旅館業法の一部改正に伴う項ずれの整備を行います。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。

(2) 草加市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正

当該条例中に引用する旅館業法の一部改正に伴う項ずれの整備を行います。

第32号議案 草加市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例の制定について

1 目的

周辺環境と調和した緑豊かで良好な都市環境を形成するため、草加柿木産業団地地区地区計画区域のうち地区整備計画を定めた区域を適用区域とし、建築物の緑化率の最低限度を定めるものです。

2 内容

(1) 適用区域

草加柿木産業団地地区地区計画区域のうち地区整備計画が定められた区域

(2) 建築物の緑化率の最低限度

地区整備計画区域内の建築物の緑化率は、敷地面積が3,000平方メートル以上の建築物について、25パーセント以上としなければならないものとします。ただし、増築の場合であって、増築後の建築物が当初の床面積の1.2倍を超えないものは、適用しないものとします。

(3) 違反に対する措置

違反の場合は、是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができるものとします。

(4) 報告及び立入検査

建築物の緑化率の基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又は市職員に立入検査させることができるものとします。

(5) 罰則

次のいずれかに該当した者は、30万円以下の罰金とします。違反行為をした従業者又は代理人の使用者又は代理人依頼者についても同様に罰するものとします。

ア 緑化条件に違反し、是正措置の命令に違反した者

イ 基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした者

ウ 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。

(2) 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部改正

ア 開発事業（開発区域の面積が500平方メートル以上の開発行為若しくは建築行為又は市街化調整区域における開発行為）等において、都市緑地法に基づき、草加市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例（以下「この条例」といいます。）による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者が、緑化施設に関する工事を完了することができないため工事の延期の認定を受けているときは、工事検査済証の交付を受けていない場合でも例外的に建築物等の使用開始ができるものとします。

イ 開発事業における公園等の整備に係る建築敷地の緑化基準について、建築敷地面積が0.3ヘクタール以上（3,000平方メートル以上）の場合には、埼玉県条例に基づく緑化を行いますが、この条例の適用区域内においては、この条例に基づく緑化を行わなければならないものとします。

第33号議案 草加市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について

1 目的

草加市公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、経営状況及び財政状況を明確にするため、公共下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるものです。

2 内容

(1) 公共下水道事業の設置及び地方公営企業法の一部適用

公共下水道事業（汚水処理及び雨水排除）を設置し、地方公営企業法の一部の規定（財務規定等）を適用するものとします。

【参考：財務規定等適用前後の比較】

	現行 (地方公営企業法非適用)	財務規定等適用 (地方公営企業法の一部適用)
管理者	市長	市長 管理者の権限は市長が行う
会計の設置	官庁会計方式による特別会計	企業会計方式による特別会計
経理の方法	現金主義、単式簿記	発生主義、複式簿記
決算書	歳入歳出決算書	決算報告書、損益計算書、貸借対照表等
会計情報の特徴	収入・支出	収入・支出、収益・費用、資産・負債・資本
出納整理期間	翌年度の5月31日まで	出納整理期間なし
決算認定	次の通常予算を審議する会議まで	事業年度終了後3月経過後に、最初に招集される定例会である議会
出納	会計管理者、出納員、その他の会計職員	管理者、企業出納員、現金取扱員
経理状況の報告	規定なし	毎月末日をもって「試算表」を作成、翌月20日までに提出
会計事務	—	条例の定めにより、その全部及び一部を当該地方公共団体の会計管理者に行わせることが可能

(2) 重要な資産の取得及び処分

予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡については、予算で定めなければならないものとします。

(3) 議会の同意を要する行為

次の行為については、議会の同意を要するものとします。

ア 賠償責任の免除 公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任に係る賠償額が500,000円以上の場合

イ 負担付きの寄附又は贈与の受領等 金額又は目的物の価格が20,000,000円以上のもの及び法律上市の義務に属する賠償額の決定に係る金額が1,000,000円以上の場合

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成32年4月1日から施行します。

(2) 草加市公共下水道事業特別会計の廃止

この条例の施行に伴い、草加市特別会計条例の一部改正により草加市公共下水道事業特別会計を廃止します。

第34号議案 草加市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的及び内容

病理診断に係る医療体制の充実を図るため、診療科目に「病理診断科」を追加するものです。

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

第35号議案 草加市役所本庁舎及び北別館解体工事請負契約の締結について

1 目的

草加市役所本庁舎の建替えに向けて、老朽化した本庁舎及び北別館の解体工事を実施するに当たり、その請負契約を締結しようとするものです。

2 契約方法：一般競争入札

3 契約の金額：246,996,000円

4 契約の相手方：長栄・立花特定建設工事共同企業体

代表構成員 埼玉県草加市長栄二丁目36番地34

長栄建設工業株式会社

代表取締役 落合祥一

構成員 埼玉県草加市青柳七丁目49番18号

有限会社立花建設工業

代表取締役 立花盛雄

5 工事概要

(1) 工事場所

草加市高砂一丁目1番1号

(2) 建物概要

本庁舎：延べ面積4, 114. 59㎡、鉄筋コンクリート造3階建て

北別館：延べ面積576㎡、鉄筋コンクリート造2階建て

(3) 工事内容

ア 建物解体工事

イ 敷地内付帯工作物の一部撤去・新設

ウ 構内舗装の一部撤去・新設

エ 電気設備解体工事

オ 機械設備解体工事

6 工期：本契約締結の日から平成32年1月31日まで

7 入札：公告年月日 平成30年11月28日

入札日時：平成30年12月27日（木）午前11時

第36号議案 しんぜん保育園耐震補強等工事請負契約の締結について

1 目的

草加市立しんぜん保育園における保育環境の改善を図るため、園舎の耐震補強等工事を実施するに当たり、その請負契約を締結しようとするものです。

2 契約方法：一般競争入札

3 契約の金額：156, 600, 000円

4 契約の相手方：埼玉県草加市金明町389番地1

リベステ株式会社

代表取締役 河合純二

5 工事概要

(1) 工事場所

草加市新善町433番地4

(2) 建物概要

延べ面積 527.26㎡、鉄骨造平屋建て

(3) 工事内容

ア 耐震補強工事（鉄骨の方杖補強、壁ブレース補強、屋根ブレース補強等）

イ 外部工事（屋根・外壁の塗装改修工事等）

- ウ 内部工事（床・壁・天井の改修工事等）
- エ 建具改修工事（内外部建具の交換及び補修等）
- オ 外構工事（門扉及びフェンスの交換等）
- カ 電気設備工事
- キ 機械設備工事

6 工期：本契約締結の日から平成32年1月31日まで

7 入札：公告年月日 平成30年11月28日

入札日時：平成30年12月27日（木）午前11時20分

第37号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員浅野典久氏は、平成31年5月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

報 告

第1号報告 専決処分の報告について（事故による損害賠償）

1 事故の概要

平成30年10月18日午前9時30分頃、建設管理課の職員が公務のため公用車で市道1020号線を走行中、草加市中根一丁目3番16号地先の交差点を左折しようとした際、左折方向の市道2014号線を横断中の自転車に接触し、自転車を損傷したものです。

2 損害賠償の額

13,300円

（物件損害賠償・自動車共済により全額補填）

3 専決処分日

平成30年11月30日

第2号報告 専決処分の報告について（事故による損害賠償）

1 事故の概要

平成30年10月26日午後3時5分頃、生活支援課の職員が公務のため公用車で県道足立越谷線を走行中、草加市旭町一丁目4番26号地先において信号待ちをしていた際、ブレーキを踏み外したため、前方に停車中の貨物自動車に接触し、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

88,884円

（物件損害賠償・自動車共済により全額補填）

3 専決処分日

平成30年11月30日

第3号報告 専決処分の報告について（事故による損害賠償）

1 事故の概要

平成30年10月12日午後7時15分頃、産業振興課の職員が公務のため公用車で市道2086号線を走行中、草加市学園町1番1号地先において獨協大学の敷地内に入るため左折しようとした際、同市道の歩道を前方から走行してきた自転車に接触し、運転者を負傷させるとともに自転車を損傷したものです。

2 損害賠償の額

144,164円

（人身傷害賠償128,660円・物件損害賠償15,504円・いずれも自動車共済により全額補填）

3 専決処分日

平成30年12月27日

第4号報告 専決処分の報告について（事故による損害賠償）

1 事故の概要

平成30年11月30日午前10時10分頃、維持補修課の職員が公務のため公用車で市道2044号線を走行中、一時停止をした草加市谷塚町2000番地先の交差点において、左前方から対向車線に進入してきた自動車を避けるため公用車を後退させた際、後方に停車中の軽貨物自動車に接触し、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

135,464円

（物件損害賠償・自動車共済により全額補填）

3 専決処分日

平成31年1月9日

第5号報告 平成31事業年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について

第6号報告 平成31年度公益財団法人草加市体育協会事業計画書の提出について

第7号報告 平成31年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について